

## 第1章

# 保存管理計画策定の概要

- 1 計画策定の目的
- 2 指定の沿革
- 3 検討の経緯

## 第1章 保存管理計画策定の概要

### 1 計画策定の目的

上高地は、山岳と渓谷を主とした名勝地で我が国にとって観賞上の価値が高く、特に重要なものとして特別名勝に指定されています。また、動物、植物及び地質鉱物においても学術上の価値が高く、天然保護区域として特に重要な特別天然記念物に指定されています。このように特別名勝と特別天然記念物に二重指定されている地域は、上高地の他は富山県の「黒部峡谷附 猿飛ならびに奥鐘山」しかありません。

日本人の登山家として初めて槍ヶ岳の登頂を果たした小島烏水は、「上高地風景保護論」(1914年、日本山岳会機関誌『山岳』9年2号)の中で、上高地が特に多く登山客を誘致する理由として、「穂高岳、霞沢岳、焼岳等は、その威厳ある岩壁の大部分を、この峡谷に展開して、容易に仰視得られること、…、明浄な花崗質の岩盤を流れる谷水の、純碧と美麗と透徹と、他に比類なきこと、神仙譚を思はせるやうな美しい湖水のあること、森林のあること、…」を挙げており、「日本アルプス中に、深く蔵せられた珠玉」と表現しています。

このように、上高地は日本における代表的な山岳景観の地であり、貴重な動植物、地形・地質は自然科学研究の場、国民の保養・レクリエーションの場でもあります。このすばらしい自然、景観を求め数多くの登山者、観光客が訪れており、最盛期には年間208万人(平成6年)、現在は120万人の観光客が訪れる国内有数の山岳観光地となっています。

そうした中で、入山者の増加とともに、梓川河畔の宿泊施設や山小屋の増改築、土石流等の被害防止や護岸改修、河川浚渫、橋や道路の改修など、文化財保護法に基づく現状変更等が年間40件近くに達し、景観と自然環境の保全のために十分な配慮が必要です。

本計画は、文化財保護法に基づき、特別名勝及び特別天然記念物である上高地地域の保存・活用を図るための基本方針を定め、優れた風致景観、自然環境を将来にわたって適切に保存・管理していくことを目的とします。

### 2 指定の沿革

#### (1) 指定の概要

上高地は、昭和3(1928)年3月24日に名勝及び天然記念物の指定を、昭和27(1952)年3月29日に特別名勝及び特別天然記念物の指定を受けています。

文化財保護法によると、名勝とは、わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないのであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いものとされ、名勝のうち価値が特に高いものが特別名勝と定められています。また、天然記念物とは、動物、植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するものとされ、天然記念物のうち世界的に、また国家的に価値が特に高いものが特別天然記念物と定められています。

「国指定史跡名勝天然記念物指定台帳」によると、指定地域は長野県南安曇郡安曇村(現松本市安曇)、国有上高地保護林となっており、面積は11,326.59ヘクタールで、内訳は国有地が11,321.24ヘクタール、社寺有地が5.35ヘクタールとなっています(以下特別名勝及び特別天然記念物の指定地域を「本地域」という)。指定範囲を図1に示します。

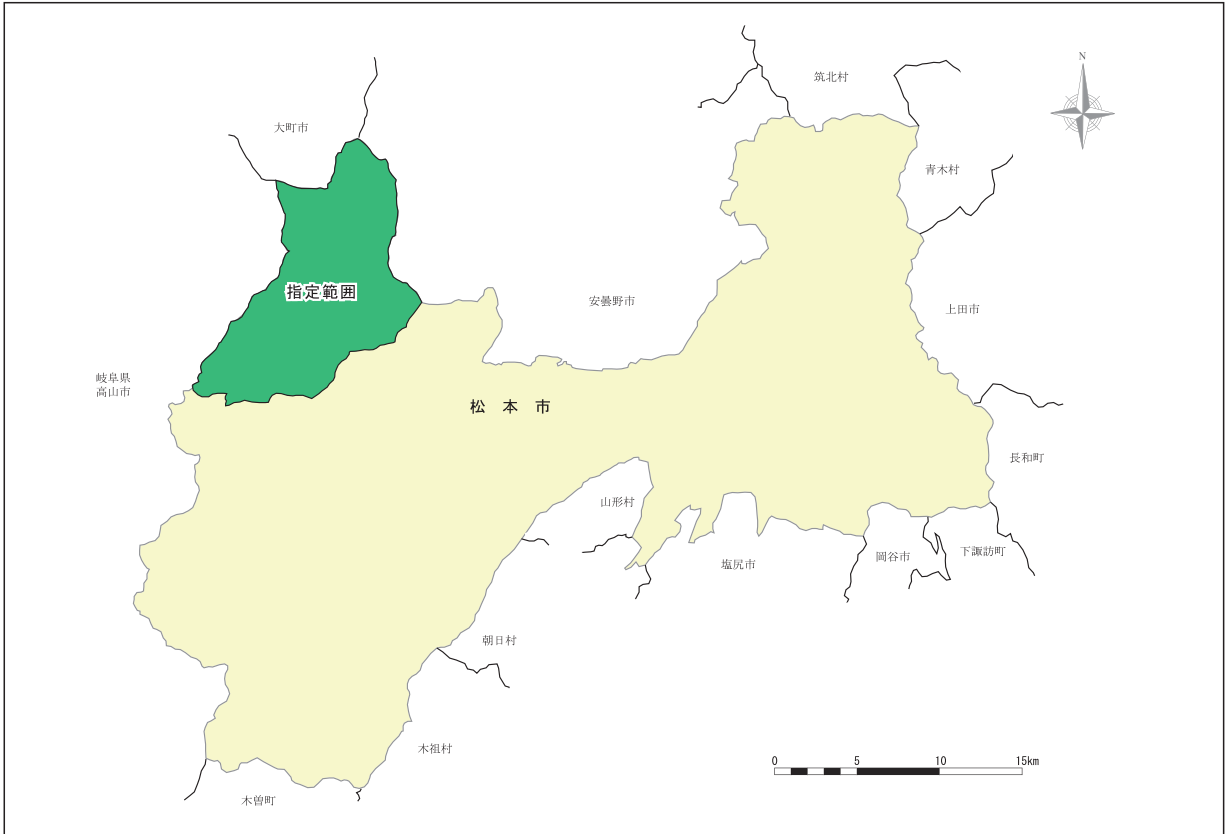


図1 特別名勝及び特別天然記念物上高地指定範囲

(2) 指定に係る説明等

昭和3（1928）年3月24日付け内務省告示第70号による名勝及び天然記念物指定の説明等は、以下のとおりです。（『名勝地保護関係資料集』（独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 平澤毅、2015年3月）より引用）

指定名称	上高地
所在地	長野縣南安曇郡安曇村
指定種別	第一類 名勝、天然記念物
説明文	<p>飛驒山脈ノ高巒重疊スル間ニ介在スルー盆地ニシテ梓川ノ溪流ハ其ノ中央ヲ流レ明神池田代池大正池ノ湖沼ハ透徹ノ水ヲ其ノ中ニ湛エ溪谷ノ兩岸山腹ハ密林ヲ以テ蔽ハレ又高山植物ノ種類ニ富メリ溪流ニ沿ヘル所ニハ多數ノ樹木繁茂シ殊ニけしやうやなぎノ群落アリ湖沼ニハ水生植物濕原植物ノ群落アリテ特異ノ景觀ヲ呈セリ本地域ハ又多數ノ鳥類ノ蕃殖地トシテ知ラレ就中まがもノ蕃殖殊ニ著シ</p> <p>南面セル穂高前穂高兩山ハ六百山ト相對シテ硫黄山ヲ西ニ長堀山ヲ東ニ環列セシメ諸高峰ノ雄姿ハ峡谷ノ景致ヲシテ一種豪宕莊嚴ノ感アラシメ林中湖上白骨狀ヲ呈セル枯木ノ兀立スルモノ極メテ多キハ他ニ比類罕ナル所ニ屬シ寧口悽愴ノ觀ヲ呈セシムルモノアリ偉大ナル天然ニ接觸スルコトヲ得ヘキ一標本地トシテ近年其ノ名人口ニ膾炙セラル</p>

保存要目	保存要目中 名勝ノ部五竝天然記念物ノ部其ノ二ニ依ル（五 著名ナル峡谷及急流、深淵・天然記念物ノ部其ノ二 保存スベキ天然記念物ニ富メル代表的一定ノ區域）
保存要件	本指定地ハ其ノ區域極メテ廣大ニシテ且ツ地籍悉ク國有林ナルヲ以テ左記方針ノ下ニ農林省及長野縣知事ト協議ノ上保存要件ノ細目ヲ定ムルモノトス。 一、施業地、立木ヲ存スル除地、澤敷、池沼及濕地ニ属スル地域ハ絶對保存ヲ要ス但シ原始状態ヲ保存センガ爲ニ適當ナル施業ヲ爲スハ止ムヲ得ザルモノトス 一、官有建物、敷貸地及天幕宿營指定地ニ就テハ一定ノ方針ノ下ニ監督ヲ爲シ家屋其ノ他工作物ノ建設並改築ニ對シテモ相當制限ヲ加フルコト 一、道路、橋梁等ノ交通設備ニ付テハ豫メ一定ノ計畫ヲ樹ツルコト 一、池沼及河川ノ水ヲ利用スベキ諸工事ニ付テハ特ニ注意ヲ要ス

また、「国指定史跡名勝天然記念物指定台帳」によると昭和27（1952）年3月29日の特別名勝及び特別天然記念物指定の説明等は以下のとおりです。

指定基準	名勝の部 六（六 峡谷、瀑布、溪流、深淵） 天然記念物の部 四（四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域（天然保護区））
説 明	飛騨山脈の重疊たる諸岳の間に介在する一盆地で、梓川が明神池、田代池、大正池を連ねてその中央を流れる。高山植物の種類に富み、樹木多く、ケシヨウヤナギの群落がある。また湖沼には水生植物、湿原植物の群落があり、そのほか多数の鳥類、特にマガモの繁殖が見られ、周囲を高山岳に囲まれ特異の景観を呈する。
指定地域	長野県南安曇郡安曇村、国有上高地保護林 実測11,420町9反8畝6歩
指定面積	11,326.59ヘクタール (国有地 11,321.24ヘクタール、社寺有地 5.35ヘクタール)

### 3 検討の経緯

本計画は、平成22年2月に策定し平成29年3月に改訂したものです。

その経緯としては、平成20年度及び21年度において、有識者、地域関係者、行政関係者（国、県、市）により構成された「松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）」及び、検討委員会内に設けられた「作業部会」により、計8回（検討委員会3回、作業部会5回）の検討を経て策定されました。また、平成21年12月21日から1カ月間、パブリックコメント手続により市民から意見を募集しました。検討委員会設置要綱、検討委員会及び作業部会名簿、会議等の開催状況、パブリックコメントの結果を資料編に示します。

また、内容は、平成12年から検討が始められ、平成19年12月7日に松本市教育委員会

告示された「特別名勝及び特別天然記念物上高地保存に関する基本方針」を基に、必要な事項の追加や修正を行い策定したものです。

その後、平成24年に有識者、地域関係者、行政関係者により構成された「松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会（以下この章において「協議会」という。）」を設置し、本地域の文化財としての価値付けや適切な保存及び管理について協議を重ねてきました。そうした中で、当初の本計画書に不足していた名勝的価値を明らかにするとともに、平成26年7月には中部山岳国立公園上高地連絡協議会（事務局：環境省松本自然環境事務所）による「上高地ビジョン2014」が策定され、平成27年3月には本市が「松本市上高地対策短期・中長期計画」を策定したことを踏まえ、課題、保存管理等についても現状に合わせ見直す必要があることについて協議されました。

こうした状況を背景に、平成27年度及び平成28年度に必要な項目の追加や加筆・修正を行い改訂したものです。また、平成28年12月9日から20日間、パブリックコメント手続により市民から意見を募集しました。

協議会設置要綱、協議会委員名簿、会議等の開催状況、パブリックコメントの結果を資料編に示します。

